

島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業

特記仕様書

平成30年10月

島田市教育委員会

目次

第1. 総則	1
1 本特記仕様書の位置づけ	1
2 事業名	1
3 賃貸場所	1
4 賃貸物件	1
5 賃借期間	1
6 維持管理	1
7 その他	3
第2. 一般事項	3
1 仕様書	3
2 法令、条例等の遵守及び手続きの代行	4
3 機器類の設置	4
4 撤去物等の処理	4
5 現状復旧	4
6 安全対策	4
7 耐震処理	4
8 提出書類	5
9 材料確認	5
10 施工確認	5
11 工事写真	5
12 工事種目	5
13 工事概要	5
第3. 特記事項(共通)	7
第4. 特記事項(機械設備)	8
第5. リスク分担表	10
対象学校一覧	14
地図	15

第1 総記

1 本特記仕様書の位置づけ

本特記仕様書は、島田市（以下「市」とする。）が、島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業（以下「本事業」とする。）について、本事業を行うリース受託者（以下「事業者」とする。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、市が要求する最低の仕様を提示するものである。

本特記仕様書では空調機器の機能及び性能、設計業務、施工業務、維持管理業務、その他業務等について規定している。プロポーザル参加者は本特記仕様書の内容を十分に確認し、事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えたうえで提案を行うこと。

2 事業名

島田市立小中学校普通教室空調機器導入事業

3 賃借場所及び空調機器動力源

※別紙「学校一覧」参照

4 賃貸借物件

ガス式空調機・電気式空調機エアコン前記物件の設置に係る物件
（空調機については、国内メーカーとする）

5 賃借期間

平成31年7月1日から平成44年6月30日（156カ月間）

6 維持管理

維持管理は本賃貸借に含む。なお、維持管理仕様はフルメンテナンス契約に基づき行う。ただし、天災その他不可抗力及び市の責に帰するべき事由による修理又は調整の必要が生じたときは別途市がそれに要する費用を負担する。

※定期点検についてはメーカー推奨インターバルで行うこと。

(1) 点検整備項目

本賃貸借期間中、機器の良好な利用を図るため、フルメンテナンス契約点検項目に従い整備を行い、併せて室外機動力部及びリモコンスイッチ等のメンテナンス契約に含まれない物品について不具合が生じた際は、これらの修理・交換も行うこと。

※保守契約外項目（有償扱い）

- ・天災、火災による不具合、故障の修理、交換
- ・メンテナンス契約会社以外が修理したことによる不具合、故障の修理、交換
- ・その他本書に明記していない事項

(2) フィルター清掃

本賃貸借期間中、効率的な利用を図るため、設置より1年経過以降、年2度のフィルター清掃を実施するものとする。

(3) フロン排出抑制法に規定される定期点検

本賃貸借期間中、屋外機の圧縮機に用いられる電動機（GHPに於いてはエンジン）の定

格出力が7.5kW以上50kW未満の機器に関しては、有資格者による定期点検（3年に1回以上）を行う。

7 その他

- (1) 空調機器（以下「機器」という。）の設置は、賃貸借開始以前に行う。
- (2) 機器の使用に伴い、適切な使用方法について現地教職員に指導するとともに、正常な状態で稼動し得るように保守を行い、その費用は貸付人の負担とする。
- (3) 市は、機器の設置及び保守管理に必要な光熱水費を負担する。
- (4) 機器設置の仕様等については、本特記仕様書及び貸与資料によるものとする。
- (5) 機器設置に伴う電気主任技術者の立会費用は、貸付人の負担とする。電気設備の設置・変更にあたっては必ず協議を行い、今後の保守に必要となる各種図面等を提供すること。
- (6) 本契約には動産総合保険を含める。
- (7) 本契約が終了した際は、借入物件を現状のまま、市へ無償譲渡する。
- (8) 契約後、物件の設置場所の変更又は他の機器の取り付け等を行う場合は、予め貸付人と協議を行い、その費用は市で負担する。
- (9) 本契約には空調設備設置に伴い、次の工事を含める。
 - ① ガス工事（ガス事業者責任施工）
 - ② 北中学校受変電設備取替工事
- (10) この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合は、双方協議して解決するものとする。
- (11) 貸付人は、本契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

一般事項

1 仕様書

本工事はそれぞれの工事種目に応じ、本特記仕様書及び貸与資料に基づいて工事を行うものとするが、記載なき事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気・機械）設備工事編」国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課・監修「公共建築設備工事標準図（電気・機械）設備工事編」電気設備技術基準を参考に、島田市教育委員会担当者(以下「担当者」と言う。)と協議の上、対応すること。

また、その他関係する法令、条例、規則等に沿って施工しなければならない。

設置については、本特記仕様書、基本計画書及び公共建築工事標準仕様書又はそれと同等の仕様とする。なお、本特記仕様書、基本計画書及び公共建築工事標準仕様書に相違のある場合は、優先順位を本特記仕様書、基本計画書、公共建築工事標準仕様書の順とする。なお、本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

(1) 法令等

建築基準法

消防法

労働安全衛生法 労働基準法

電気事業法 騒音規制法 振動規制法

学校保健安全法 計量法

建築士法

建設業法

建築物における衛生環境の確保に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

石綿障害予防規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

電気設備に関する技術基準を定める省令

その他関連する法令等

(2) 条例等

静岡県建築基準条例

島田市環境基本条例

(3) 基準・指針等

学校環境衛生基準 [文部科学省]

公共建築工事標準仕様書（平成28年版）

(建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編) [国土交通省]

建築工事標準詳細図 [国土交通省]

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編, 機械設備工事編） [国土交通省]

公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編) [国土交通省]

建築設備設計基準 [国土交通省]

建築設備耐震設計・施工指針〔独立行政法人建築研究所監修〕
官庁施設の総合耐震計画基準〔国土交通省〕
建築工事監理指針〔国土交通省〕
電気設備工事監理指針〔国土交通省〕
機械設備工事監理指針〔国土交通省〕
建築保全業務共通仕様書〔国土交通省〕
工事写真の撮り方 建築設備編〔国土交通省監修〕
内線規程〔社団法人 日本電気協会〕
高圧受電設備規程〔社団法人 日本電気協会〕
高調波抑制対策技術指針〔社団法人 日本電気協会〕
非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針〔環境省〕
建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル〔環境省〕
※ その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令等

2 法令、条例等の遵守及び手続きの代行

本工事に関係のある法令、条例等はこれを遵守し、必要のある届出、手続き等は速やかに完了し、賃貸借開始時に支障のないよう貸付人が代行する。なお、これに要する費用は貸付人の負担とする。

3 機器類の設置

機器類の配置については基本計画書に従い、施工時に支障又は学校より要望等が生じ、位置変更もしくは仕様に変更の必要が生じた場合には、担当者と協議の上施工することとする。担当者と協議なき変更はこれを一切認めない。

4 撤去物等の処理

本工事による撤去物や廃材の処分は「建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律」第9条2項に基づく分別解体とし「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理を行いマニフェスト及び廃棄物処理許可業者との契約書、許可証の写しを成果物として提出するものとする。

トランス及び高圧コンデンサーを撤去する場合は、微量PCBの有無を確認し、担当者に報告のうえ指示に従うこと。

5 現状復旧

本工事により既設物を破損又は汚損させた場合には速やかに担当者へ報告するとともに、貸付人の責任において現状に復旧する。

6 安全対策

本工事施工に際し、法規上の安全対策はもちろんのこと、児童生徒、教職員及び第三者への事故防止に万全を期すよう担当者と協議し、安全対策を施す。

7 耐震処理

本建築設備の耐震処置は国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工方針」（最新版）にて行う。

8 提出書類

- (1) 施工業者等通知書
- (2) 下請負人通知書
- (3) 工事工程表
- (4) 設置計画書
- (5) 竣工図（製本2部・CAD データ（j w w版）及びPDF データ）
※CAD データ（j w w版）及びPDF データについてはCD-R にて提出する。
- (6) 取扱説明書
- (7) 現場担当者通知書
- (8) その他担当者が指示するもの

9 材料確認

- (1) 機器、器具及び使用材料のうち、担当者が指示するものについて確認を行う。
- (2) 使用する材料の選定にあたっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。

10 施工確認

- (1) 担当者の指示する工事については、施工の完了確認を行う。
- (2) 今工事で設置した、空調機器類及び盤類には、賃貸借物と分かるよう表示する。
（賃貸借物件表示・室内外機組合せ表示、盤内表示等）

11 工事写真

工事写真は、施工箇所が確認できるものを1部提出する。（学校ごとに確認できるよう整理する。）

12 工事種目

- (1) 空調設備設置工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 付帯工事
- (4) ガス設備工事

13 工事概要

- (1) 空調設備設置工事
基本計画書に基づき各普通教室等に空調設備（室内機・室外機）の設置を行う。
機器搬入据付、配管工事、リモコン工事、試験、試運転調整等全て本工事とする。
- (2) 電気設備工事
空調設備設置に必要な電気設備工事（受変電設備改修も含む）を行う。
- (3) 付帯工事

空調設備設置に必要な仮設工事、機器基礎、フェンス（防護網）工事、既存設備移設、躯体改修、植栽撤去工事、既設設備の撤去工事等を行う。

(4) ガス設備工事

ガス事業者の規程に従うこと。

第3. 特記事項（共通）

- (1) 下請け施工業者の選定及び各種機器・資材の調達にあたっては、地域経済振興の観点から、島田市内に本社・支店を有する事業者（以下「市内業者」と言う。）を可能な限り選定すること。
- (2) 本工事は、機械設備工事を完全に施工するものであり、消防法等関連所管公署の規程・条例に準拠すると共に関係者の指示により施工する。
- (3) 工事目的物及び工事材料等については賃貸借開始日前まで賠償責任保険等に加入する。
- (4) 本工事施工協力会社は、工事契約後必要な申請手続きを代行し、遅延なく責任をもって適切な工事を行うものとする。

なおこれに要する費用は協力会社の負担とする。また申請書類等の押印が必要な場合、提出様式を整え、記載部分を記入のうえ関係者に提出する。
- (5) 着工に先立ち実施工程表を作成し、担当者及び学校関係者の承認を得ること。
- (6) 完成時に隠れてしまう部分等については、施工写真は必ず提出する。
- (7) 本工事に使用する機器の資材等はメーカー標準品を使用する。
- (8) 工事施工の際、日程等のもとより学校側とも十分打合せの上施工し、ゴミ、ホコリなどが飛散しないよう養生する。
- (9) 屋外の支持金物はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ処理した支持金物とする。
- (10) 工事施工に際し、利用者の安全には十分注意して施工する。また、クレーン等の重機を公道占有し利用する際には、周辺の交通環境維持に注意すること。
- (11) 足場は原則として枠組み足場又は高所作業車とし、十分養生する。
- (12) 機材の搬入及び騒音を伴う作業、教室内の作業は近隣へ十分配慮したうえで、学校と協議して学校運営に支障のない日に行う。
- (13) 梁及び耐震壁のハツリ工事は行わない。また、耐震壁以外の既設コンクリート壁等の機械ハツリ工事は、事前に担当者と打合せを行い、鉄筋を切断しないよう配慮する。
- (14) 他の工事（改築工事など）と工期が重なる学校については、工事が円滑に進むよう調整をする。
- (15) 工事完成時に清掃、試運転及び絶縁・接地抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認し、その測定結果表を提出する。
- (16) 本工事完成時には、諸検査に合格するとともに、検査合格後、竣工引渡しを以って、竣工とする。
- (17) 各工事で、耐圧・通水試験、試運転調整に係る試験報告書を担当者に文書にて報告する。
- (18) 工事中仮設資材及び工事発生粉塵残材は協力会社の負担にて調達及び片付けをする。
- (19) 本特記仕様書に定めのない事項は、担当者と協議の上処理する。

第4. 特記事項（機械設備）

1 一般事項

- (1) 学校環境衛生基準に基づき、児童生徒が健康的で快適な学習環境を維持するために、満足するサービスを提供すること。
学習に望ましい基準 夏期 25～28℃ 冬期 18～20℃
- (2) 設置教室が6以下の学校については、児童・生徒減少による教室数変動に対応するよう室外機を個別設置とすること。
- (3) 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- (4) 学校及び学校近隣への影響（騒音，臭気，振動，排熱等）に配慮すること。
- (5) 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- (6) 耐久性の高い設備を採用すること。
- (7) 費用対効果の最も高い設備を採用すること。
- (8) 既存建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。

2 共通事項

- (1) 機器の設置に際し、既存建築物等の形状変更は必要最小限とする。また、救助袋等緊急避難設備及び避難経路の障害にならないように十分に確認し配慮する。
- (2) 機器の設置に際し、既存設備等の使用及び保守の障害にならないようにする。特に埋設配管には注意すること。
- (3) 機器を設置する際は、校舎、外構等を損傷させないように十分に養生する。
- (4) 室内機・配管類の設置に伴う既存天井改修も本工事で行う。
- (5) 基本設計書に示した箇所に新設室内機及び、室外機を設置する。機器本体及び室内外機の設置場所の変更については担当者と十分に打合せの上決定する。また、コンクリート基礎についても同様に打合せの上施工する。
- (6) 室内外電源渡り及び操作線工事、リモコンは本工事とする。
- (7) 室内機が教室内の火災報知器、警備用センサー及び照明器具(近接による器具結露も含む)の障害になるときは、支障箇所を担当者及び機械警備保障会社へ連絡するとともに、本工事にて移設等を行う。
- (8) バルコニー・外壁・建物内等での機器・配管・配線の作業時の落下防止に十分な安全対策を行う。
- (9) 配管・配線工事の施工に必要な天井点検口は本工事にて設置する。
- (10) 室内機のドレン管はメーカー規程の管径とする。
- (11) 冷媒配管についてはメーカー規程の耐圧試験を行い、ドレン管は漏水の確認をする。
- (12) 冷媒配管仕様はメーカーの標準仕様とする。
- (13) ドレン配管は硬質塩化ビニル管（VP）を使用する。室内については結露防止層付塩ビ管とし、地上若しくはベランダに放流する。
- (14) 屋内の配管外装は樹脂製カバーとする。屋外はステンレス鋼板ラッキングとする。
- (15) 屋内外冷媒管及びドレン配管の支持はぐらつき等のなきよう適切な方法にて施工する。
- (16) 室内機吊り込みの際は、ぐらつき等のなきよう振れ止め等を適切に施工する。
- (17) 配管の支持及び壁貫通（防火区画）の処理にも十分注意する。
- (18) プルボックスの大きさは建築設備設計基準による。

- (19) 室外機の手元開閉器盤は、防水型・鍵付とし、室外機設置場所付近の外壁などを利用して設置すること。※できる限り防護フェンス内に設置すること。
- (20) 埋設管の主要な曲がり部には、埋設標又は埋設鋸を設置する。
- (21) 外壁へのアンカー打設時及びサッシのアクリルパネル貫通部は、コーキング材等を充填し雨水の浸入を防ぐ。
- (22) 外部冷媒配管の立上・立下部に挫屈しないよう適切な支持方法にて施工する。
- (23) 外部冷媒配管について、学校の特性上児童生徒等による接触や意図的な損壊を回避するため、可能な限りフェンス内で立上げを行うものとする。
- (24) 室内機は原則として天井吊形とし、躯体よりアンカーボルトにて設置とする。
- (25) マルチ式室外機の基礎はコンクリート基礎、電気式個別空調機の基礎はコンクリート基礎ブロックで、SUS ボルト+ダブルナット仕様とする。また、地震等による転倒、ずれ等の防止に配慮し施工する。また、機器のレベル調整及び機器間のサービススペースを確保する。
- (26) マルチ式室外機置場に設置する防護フェンスは、室外機周辺のメンテナンススペースを確保し出入口の扉には鍵を設け、鍵は各校共通のものとする。高さは原則 $H=FL+1,800$ とする。
- (27) 室内機用リモコンの取付及び配線は本工事とする。露出部分についてはメタルモールを使用する。リモコンはメーカーのものを使用する。
- (28) 室内機への電源渡り線及び操作線は冷媒共巻き工事は本工事とする。
- (29) 冷媒管等がサッシを貫通する場合、ドアストッパーを設置し、冷媒管が保護されるよう施工すること。
- (30) 事前に担当者にアスベストの有無を確認し、担当者の指示のもと施工を行う。

第5. リスク分担表

本事業で想定されるリスク及び発注者と事業者のリスク分担は、次表を基本とするが、詳細は選定後から事業契約までの間に協議の上、決定する。

【定義】発注者：島田市

事業者：リース受託者

空調設備：本事業にて設置する全ての機器，配管，配線，基礎などを示す。

1 共通

リスクの種類	リスクの種類	負担者	
		発注者	事業者
募集要領（特記仕様書を除く）	募集要領等の記載事項の誤り、又は変更に係るリスク	○	
特記仕様書	特記仕様書の変更に伴うリスク	○	
	事業者が特記仕様書を満たせないリスク（ただし、前記特記仕様書の変更がなされた場合を除く）		○
応募	応募費用の負担に関するリスク		○
事業契約	発注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない場合のリスク		○
資金調達	本事業の実施に必要な民間資金の調達に係るリスク		○
金利・物価変動	金利変動のリスク		○
	物価・労務費変動のリスク（変動の程度により協議）	○	○
法令の変更	本事業に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う発注者による大幅な仕様等の変更に係るリスク	○	
	本事業に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		○
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		○
	消費税率の変更，新たな税項目の設定など、上記以外の税制度の変更に係るリスク	○	○
許認可取得	発注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		○

リスクの種類	リスクの種類	負担者	
		発注者	事業者
住民対応	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク	○	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク		○
環境問題 ※騒音・振動・ 大気汚染・水質 汚濁・臭気等	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	○	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		○
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	○	
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		○

2 設計・設置工事

リスクの種類	リスクの種類	負担者	
		発注者	事業者
測量・調査	発注者が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク(参考として提示する図書については対象外とする)	○	
	事業者が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク		○
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	○	
設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		○
空調設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク		○
建設費増大	発注者の責めに帰すべき事由による空調設置の設置費用増大に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設置の設置費用増大に係るリスク		○
工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由による空調設置の設置工期遅延に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設置の設置工期遅延に係るリスク		○
供用遅延	発注者の責めに帰すべき事由により、空調設備供用開始が遅延するリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、空調設備供用開始が遅延するリスク		○
機器・備品	発注者が調達する機器、備品に関するもの	○	
	事業者が調達する機器、備品に関するもの		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めも帰すことのできない自然的又は人為的事象により事業が中断した場合のリスク	○	

3 運用・維持管理

リスクの種類	リスクの種類	負担者	
		発注者	事業者
空調設備劣化	発注者の責めに帰すべき事由による空調設備の経年劣化に係るリスク	○	
	それ以外での空調設備の経年劣化に係るリスク		○
維持管理費用増大	発注者の責めに帰すべき事由による空調設備の維持管理費増大に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設備の維持管理費増大に係るリスク		○
修繕費増大	発注者の責めに帰すべき事由による空調設備の維持修繕費増大に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設備の維持修繕費増大に係るリスク		○
空調設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による事業開始後の空調設備及び既設施設の損傷に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による事業開始後の空調設備及び既設施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による事業開始後の空調設備及び既設施設の損傷に係るリスク		○
空調設備の改修及び増築	特記仕様書において、想定していない空調設備の改修や増築に伴う仕様変更等に係るリスク	○	
	特記仕様書において、想定している空調設備の改修や増築に伴う仕様変更等に係るリスク		○
移管手続	リース期間の契約満了時の移管手続、事務引継に係るリスク		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めも帰すことのできない自然的又は人為的事象により事業が中断した場合のリスク	○	

6 対象小中学校一覧

NO	学校名	住所	設置教室数	空調機器 動力源
1	島田第一小学校	島田市稲荷二丁目 19 番 1 号	2 2	EHP
2	島田第二小学校	島田市中溝町 2372 番地	1 2	GHP
3	島田第三小学校	島田市南一丁目 10 番 1 号	1 2	GHP
4	島田第五小学校	島田市旭二丁目 25 番 1 号	1 1	GHP
5	六合小学校	島田市道悦五丁目 13 番 1 号	2 1	GHP
6	六合東小学校	島田市東町 1200 番地	1 5	EHP
7	大津小学校	島田市落合 160 番地の 1	1 0	EHP
8	伊太小学校	島田市伊太 1314 番地	6	EHP
9	相賀小学校	島田市相賀 875 番地	4	EHP
10	神座小学校	島田市神座 1444 番地	6	EHP
11	伊久美小学校	島田市伊久美 3690 番地の 1	3	EHP
12	初倉小学校	島田市阪本 1331 番地	1 5	EHP
13	初倉南小学校	島田市南原 10 番地	1 2	EHP
14	湯日小学校	島田市湯日 564 番地	4	EHP
15	金谷小学校	島田市金谷根岸町 33 番地	2 0	EHP
16	五和小学校	島田市牛尾 435 番地	1 3	EHP
17	川根小学校	島田市川根町家山 400 番地の 1	8	EHP
小学校計			1 9 4	
18	島田第一中学校	島田市稲荷三丁目 18 番 1 号	1 6	GHP
19	島田第二中学校	島田市旗指 77 番地の 1	2 0	EHP
20	六合中学校	島田市道悦二丁目 25 番 1 号	1 8	GHP
21	北中学校	島田市相賀 2510 番地	4	EHP
22	初倉中学校	島田市大柳 132 番地	1 2	EHP
23	金谷中学校	島田市金谷栄 211 番地の 1	1 6	EHP
24	川根中学校	島田市川根町身成 3340 番地	5	EHP
中学校計			9 1	
			2 8 5	

※「EHP」は「電気ヒートポンプ」を示す

※「GHP」は「ガスヒートポンプ」を示す

